

東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

平成27年3月16日付26福保子保第2960号	福祉保健局長決定
平成27年11月1日付27福保子保第1384号	一部改正
平成29年3月31日付28福保子保第5023号	一部改正
平成29年12月5日付29福保子保第3134号	一部改正
平成30年3月30日付29福保子保第6086号	一部改正
令和2年12月25日付2福保子保第3743号	一部改正
令和4年3月17日付3福保子保第4846号	一部改正
令和5年3月30日付4福保子保第4816号	一部改正
令和6年3月27日付5福祉子保第3712号	一部改正
令和6年12月26日付6福祉子保第3750号	一部改正

第1 目的

東京都保育士等キャリアアップ補助金（以下「補助金」という。）は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

第2 交付の対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）のうち、東京都の区域内に所在し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次の（1）又は（2）に該当する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

- （1） 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人立の保育所
- （2） 平成27年3月31日時点において、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）（平成26年3月28日付25福保子保第2875号）に基づく交付対象施設であった個人、宗教法人及び一般財団法人立の保育所。ただし、設置者が変更となった場合は、交付対象施設としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の（1）又は（2）に該当する者は、交付の対象としない。

- （1） 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号

に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

3 次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第2（1）及び（2）に規定する保育所の設置者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない又は改善の見込みがない第2（1）及び（2）に規定する保育所の設置者が設置するもの

第3 交付の対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、次の1及び2とする。

1 キャリアアップ補助金Ⅰ

キャリアアップ補助金Ⅰの交付の対象となる経費は、交付対象施設に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費とする。ただし、第4で算定した交付額の2分の1以上の額は、上記の人件費のうち別表1の1に定める賃金改善に要した経費とする。

2 キャリアアップ補助金Ⅱ

キャリアアップ補助金Ⅱの交付の対象となる経費は、人件費のうち別表1の2に定める賃金改善に要した経費とする。

第4 交付額の算定方法

この補助金は、次の1及び2により算定した額とする。

1 キャリアアップ補助金Ⅰ

キャリアアップ補助金Ⅰの算定方法は、次の（1）から（4）までにより算定した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

なお、年度の途中に開設した施設については開設した日以降の期間により算定し、年度の途中に廃止した施設（第2（2）のただし書きに該当する場合を含む。）については廃止した日までの期間により算定する。

（1）基本額

事業実施年度における各月について、別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、在籍児童数には、平成30年3月30日付29福保子保第5924号「緊急1歳児受入

事業実施要綱」第4（1）に定める対象児童を含む。

なお、別表2の定員区分における定員は、利用定員とする。

（2）キャリアパス要件に応じた調整

第5の要件に適合する場合は（1）の基本額に1.0を乗じて得た額とし、第5の要件に適合しない場合は（1）の基本額に0を乗じて得た額とする。

（3）福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表に応じた調整

福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）」に規定するものをいう。以下同じ。）の受審・結果の公表の実施状況に応じて、次の①及び②のいずれかにより算定する。ただし、4月1日に新規開設の施設については、開設年度から開設年度の翌々年度までに一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、①に該当するものとして取り扱う。この場合においては、開設年度の翌年度までは未実施であっても①に該当するものとし、初回の実施後は①及び②のとおりとする。

また、年度途中（4月2日以降）に新規開設の施設については、開設年度から開設年度の翌年度から3か年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、①に該当するものとして取り扱う。この場合においては、開設年度の翌々年度までは未実施であっても①に該当するものとし、初回の実施後は①及び②のとおりとする。

① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合

（1）及び（2）により算定した額とする。

② ①以外の場合

（1）及び（2）により算定した額の2分の1の額とする。

（4）情報公開等の取組に応じた調整

次の①から③までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、（1）、（2）及び（3）により算定した額、いずれかの要件に適合しない場合は、（1）、（2）及び（3）により算定した額の2分の1の額とする。

① モデル賃金等のホームページによる公表

東京都知事（以下「知事」という。）が別に定めるところにより、交付対象施設における保育従事職員のモデル賃金等を作成し、知事に提出するとともに、広く一般に公表すること。

なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。

② 財務情報等のホームページによる公表

第11の17により作成した財務情報等の公表様式について、知事が別に定めるところにより、広く一般に公表すること。

③ 非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善

キャリアアップ補助金Ⅰの交付額について、交付対象施設に勤務する非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善に要する経費に充て、第11の6の実績報告書により報告すること。

なお、交付対象施設に非常勤職員（保育従事職員）がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

2 キャリアアップ補助金Ⅱ

キャリアアップ補助金Ⅱの算定方法は、次の（１）から（４）までにより算定した額（１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

なお、年度の途中に開設した施設については開設した日以降の期間により算定し、年度の途中に廃止した施設（第２（２）のただし書きに該当する場合を含む。）については廃止した日までの期間により算定する。

（１）基本額

① キャリアアップ補助金Ⅱは、次の算式により計算した額とする。

<算式>

加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数

② 加算対象人数とは、次の算式により計算した額とする。

<算式>

基礎職員数※×２／３－基礎職員数※×１／５

※基礎職員数は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和５年６月７日付こ成保３９、５文科初第５９１号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）第５の１（１）の基礎職員数とする。

（２）キャリアパス要件に応じた調整

第５の要件に適合する場合は（１）の基本額に１．０を乗じて得た額とし、第５の要件に適合しない場合は（１）の基本額に０を乗じて得た額とする。

（３）福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表に応じた調整

福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表の実施状況に応じて、次の①及び②のいずれかにより算定する。ただし、４月１日に新規開設の施設については、開設年度から開設年度の翌々年度までに一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、①に該当するものとして取り扱う。この場合においては、開設年度の翌年度までは未実施であっても①に該当するものとし、初回の実施後は①及び②のとおりとする。

また、年度途中（４月２日以降）に新規開設の施設については、開設年度から開設年度の翌年度から３か年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、①に該当するものとして取り扱う。この場合においては、開設年度

の翌々年度までは未実施であっても①に該当するものとし、初回の実施後は①及び②のとおりとする。

① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合

（1）及び（2）により算定した額とする。

② ①以外の場合

（1）及び（2）により算定した額の2分の1の額とする。

（4）情報公開等の取組に応じた調整

次の①及び②に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、（1）、（2）及び（3）により算定した額、いずれかの要件に適合しない場合は、（1）、（2）及び（3）により算定した額の2分の1の額とする。

① モデル賃金等のホームページによる公表

東京都知事（以下「知事」という。）が別に定めるところにより、交付対象施設における保育従事職員のモデル賃金等を作成し、知事に提出するとともに、広く一般に公表すること。

なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。

② 財務情報等のホームページによる公表

第11の17により作成した財務情報等の公表様式について、知事が別に定めるところにより、広く一般に公表すること。

③ 非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善

キャリアアップ補助金Ⅰの交付額について、交付対象施設に勤務する非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善に要する経費に充て、第11の6の実績報告書により報告すること。

なお、交付対象施設に非常勤職員（保育従事職員）がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

第5 キャリアパス要件

次の1及び2のいずれにも適合し、「国処遇改善等加算通知」に基づき、キャリアパス要件届出書を以下のとおり提出していること又は同通知に基づく処遇改善等加算Ⅱを受けていること。

（1）国処遇改善等加算通知第2の1（1）アに規定する中核市及び特定区市町村

区市町村が定めるキャリアパス要件届出書について、施設・事業所の所在する区市町村に提出していること。

（2）国処遇改善等加算通知第2の1（1）イに規定する一般区市町村

「子ども・子育て支援法に係る子どものための教育・保育給付費都費負担金事務処理要領」に定めるキャリアパス要件届出書を、施設・事業所の所在する区市町村を経由して知事に提出していること。

- 1 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - (1) 施設職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (2) (1) に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
 - (3) (1) 及び (2) の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設職員に周知していること。
- 2 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - (1) 施設職員の職務内容等を踏まえ、施設職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設職員の能力評価を行うこと。
 - イ 保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
 - (2) (1) について、全ての施設職員に周知していること。

第6 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする第2（1）及び（2）に規定する保育所の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）は、別に定める日までに補助金交付申請書（キー別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

第7 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（キー別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第8 交付の決定等

知事は、第6又は第7による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第9 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、第8で決定した額の1/2の1/2の額を各月末日までに概算払により交付する。

第10 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を、当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第 11 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

社会福祉法人等は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（１）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

社会福祉法人等は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

社会福祉法人等は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

（１）知事は、社会福祉法人等が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

（２）社会福祉法人等が（１）の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

社会福祉法人等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期限までに実績報告書（キ一別記第 3 号様式）を提出しなければならない。2 の（２）の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

知事は、6 の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び

必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

(1) 知事は、社会福祉法人等が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、7の規定により社会福祉法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 社会福祉法人等は、9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 社会福祉法人等は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 11の(1)の規定により、社会福祉法人等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、社会福祉法人等に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、交付対象施設の運営に当たっては、別表3に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

16 帳簿及び関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

17 財務情報等の公表

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別に定めるところにより事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、知事に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

第12 特別基準

特別の事情により、第4から第11までに定める算定基準、交付の手続等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができ

る。

附 則（平成２７年３月１６日付２６福保子保第２９６０号）

第１ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

第２ 平成２７年度の特例

平成２７年度については、交付申請時に本則の第５に規定するキャリアパス要件届出書を提出していない場合であっても、第５に規定する要件を満たしたものととして交付額を算定し、補助金の交付の決定を行う。この場合においては、別に定める日までにキャリアパス要件届出書を知事に提出することを交付の条件とし、提出がなかった場合は交付の決定を取り消す。

附 則（平成２７年１１月１日付２７福保子保第１３８４号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、適用する。

附 則（平成２９年３月３１日付２８福保子保第５０２３号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１２月５日付２９福保子保第３１３４号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年３月３０日付２９福保子保第６０８６号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１２月２５日付２福保子保第３７４３号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和４年３月１７日付３福保子保第４８４６号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和４年３月１７日から適用する。

附 則（令和５年３月３０日付４福保子保第４８１６号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日付５福祉子保第３７１２号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月２６日付６福祉子保第３７５０号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。